

令和7年4月

東栄町地域おこし協力隊 募集要項

東栄町では地域活性に意欲のある人材を積極的に受け入れています。新しい目線で地域活力を生み出す「東栄町地域おこし協力隊」を募集します。

募集する隊員の方には、木造校舎の廃校を活用した交流施設「東栄町体験交流館のき山学校」を拠点に地域内外住民との交流、観光振興を促進するため、町の特長を活かした交流体験プログラム等を企画・運営・管理・実践する活動をしていただきます。

1. 活動内容

- のき山学校の体験企画を考え、体験企画のインストラクターとして活動する。

| 2年間のロードマップ | |
|------------|--------------------------|
| 1年目 | 技術の習得・情報発信 体験企画の提案、実施 |
| 2年目 | 技術の習得・情報発信 体験企画の提案、実施 |

協力隊の任期終了後は、引き続き NPO 法人てほへに在籍いただき、のき山学校の運営に従事する事も想定しています。

2. 委嘱（活動開始）予定

令和7年8月1日

※希望に沿い、適宜対応します。

3. 任用形態・期間

- (1) 東栄町地域おこし協力隊として町が委嘱します。
- (2) 受け入れ先事業所と協力隊は雇用契約を結びます。
- (3) 東栄町と受け入れ先事業所は協力隊に関する業務委託を結びます。
- (4) 委嘱期間は、1年間とします。なお、地域おこし協力隊の活動実績等を考慮し、1年ごとに町と隊員の合意により、最長で2年間まで委嘱期間を延長できます。

※本町と協力隊は雇用関係がありません。

4. 応募条件

① 応募資格

- (1) 現在、条件不利地域（※1）、を除く三大都市圏内の都市地域（※2）又は政令指定都市、その他都市地域に住民票を有し、採用決定後は東栄町に住民票および生活拠点を移すことが出来る方。

(※1) 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいいます。

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ②山村振興法

③離島振興法 ④半島振興法 ⑤奄美群島振興開発特別措置法

⑥小笠原諸島振興開発特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

(※2) 三大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

※同一地域において2年以上地域おこし協力隊として活動し、解嘱から1年以内の方は、上記の住民票所在地は問いません。

(2) 年齢 令和7年4月1日時点で満18歳以上の方

(3) 性別 問いません。

(4) 心身ともに健康で、地域住民や地域おこし協力隊、町と協力しながら地域を元気にするために意欲的に活動が出来る方

(5) 協力隊活動終了後、東栄町において起業・就業して定住する意欲のある方

(6) 普通自動車免許を所持し、日常的な運転に支障のない方

(7) パソコンの基本的な操作(エクセル・ワード等)ほか、インターネット環境を活動に利用できる方(活用する意欲のある方可)

(8) 地域おこし協力隊の活動や東栄町の魅力を発信できる方

(9) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者とは、以下の者をいいます。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

② 求める人物像

- ・自身の人生においてワクワク、ドキドキを楽しみ、周りに発信していく意欲のある方。
- ・のき山スタッフチームとして積極的にコミュニケーションをとり前向きに協力し合える方。
- ・体験プログラムの企画を自ら提案し、実践する意欲がある方。
- ・町民とのコミュニケーションを積極的にとり、ともに問題解決が図れるよう関係者を巻き込み協力し合いながら活動する意欲のある方。

- ・交流体験企画の経験者または、インストラクター経験者（可能であれば）
- ・自ら考え、周りに伝えることが出来る方。
- ・自責で物事を考えることが出来る方。

5. 雇用形態

| | | | |
|------------|------|--|---|
| 勤務地 | | 愛知県北設楽郡東栄町大字下田字軒山 13 番地 7 東栄町 体験交流館 のき山学校 | |
| 労働条件 | 勤務時間 | 原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（休憩 1 時間） | |
| | 勤務日 | 原則 週 5 日 | |
| | 休日 | 週休二日制 | |
| | 休暇 | 年次有給休暇（付与日数は法律に準じる。） 年末年始休暇、特別休暇 | |
| | 基本給 | 月額 200,000 円 | |
| | 各種手当 | 通勤手当、時間外勤務手当 | |
| | 福利厚生 | 健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金に加入 | |
| 受け入れ先の事業概要 | | 名称 | 特定非営利活動法人 てほへ |
| | | 主たる事務所 | 愛知県北設楽郡東栄町大字東菌目字 中林 30 番地 |
| | | 業務内容 | 奥三河地域の活性を目的とした事業 の企画運営など、和太鼓志多らオフィ シャルファンクラブの運営 |
| サポート体制 | | 移住定住・事業企画へのサポート (NPO 法人てほへ、志多らなど) | |

6. 採用人数

1 名

7. 募集期間

令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 6 月 6 日まで

8. 選考方法

書類および面接による審査を行います。

1 次選考：応募用紙を元に書類選考します。選考結果は、応募者全員へ通知します。

2 次選考：面接にて合否を決定します。

令和 7 年 6 月 23 日から令和 7 年 6 月 27 日の間で予定しています。

9. 応募方法

応募用紙【1】、【2】を募集期間内に以下の応募・問い合わせ先まで郵送又は持参してください。

【応募・問い合わせ先】

東栄町総務課企画係

〒449-0292 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

電話：0536-76-0501 FAX：0536-76-1725

E-mail：soumu@town.toei.lg.jp